

## 生物多様性地域戦略の手引きの作成について

### 1. 経緯

平成 21 年 7 月 27 日～8 月 27 日 パブリックコメントの実施

9 月 28 日 地方自治体向け説明会実施

10 月 1 日 公表

以下のホームページにおいてダウンロード可能

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11612>)

同 11 月 各事務所等、都道府県及び説明会出席市町村等に配布

(その他の市町村には、都道府県を通じて手引き発行を周知)

### 2. 手引きの目的

生物多様性基本法第 13 条に基づき、都道府県、市町村が生物多様性地域戦略を策定する際に参考となるような基本情報を示すこと。

### 3. 手引きの内容・性格

基礎的な情報の提供。今後、生物多様性の状況や、国際的な取組の発展、社会的な理解や知見の集積等に応じて段階的・発展的に改訂していく予定。

目次構成

- ・はじめに
- ・第 1 部：生物多様性地域戦略の必要性
- ・第 2 部：生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の全体像
- ・第 3 部：生物多様性地域戦略の策定過程等における参加・連携等の手法
- ・第 4 部：生物多様性地域戦略の内容検討及び推進・進行管理の手法
- ・参考資料

(参考)

地方自治体における策定状況（環境省で把握しているもののみ、網羅的ではない）

- ・策定済み 6 都道府県（滋賀県、埼玉県、千葉県、長崎県、兵庫県、愛知県）  
1 政令市（北九州市）
- ・策定中 5 都道府県（北海道、栃木県、石川県、三重県、大阪府）  
1 政令市、1 市町村（政令市除く）